

あんきじゃんネットワーク事業に関する実施要領

平成24年8月22日

北杜市福祉部福祉課

1 目的

あんきじゃんネットワーク事業は、民間事業者と北杜市の協働のもと、高齢者、障害者等の地域の見守り活動を行うことにより、地域住民の安心・安全な暮らしの実現を図ることを目的とする。

2 民間事業者と北杜市長との協定

民間事業者は、地域の見守り活動に協力する場合、北杜市長とあんきじゃんネットワーク事業に関する協定を締結するものとする。

3 地域の見守り活動

協定を締結した民間事業者（以下「協力事業者」という。）及び北杜市は、次に掲げるところにより、地域の見守り活動を行うものとする。

- (1) 協力事業者は、通常の業務中に地域住民の異変を察知した場合、電話等により市に異変の連絡（以下「あんきじゃん通報」という。）を行う。
- (2) 協力事業者は、生命・身体・財産に関わる緊急通報が必要と判断した場合、消防署及び警察署への通報を優先する。
- (3) 北杜市は、あんきじゃん通報があったときは、当該通報に係る問題解決のために誠実に対応する。

4 免責

協力事業者は、あんきじゃん通報を行わなかった場合であっても、その後に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

5 個人情報の保護

協力事業者は、地域の見守り活動に当たって知り得た個人情報その他の情報を他に漏らしてはならない。協定が終了した場合においても同様とする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、地域の見守り活動に必要な事項については、北杜市長が別に定めるものとする。